

令和5年第1回臨時会

# 古平町議会会議録

## 第1回古平町議会臨時会 第1号

令和5年1月20日（金曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について
- 5 議案第 2号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定について
- 6 議案第 3号 令和4年度古平町一般会計補正予算（第6号）

### ○出席議員（9名）

議長10番	堀	清	君	2番	逢見	輝	続	君		
3番	真貝	政	昭	君	4番	寶	福	勝	哉	君
5番	梅野	史	朗	君	6番	高野	俊	和	君	
7番	岩間	修	身	君	8番	山口	明	生	君	
9番	工藤	澄	男	君						

### ○欠席議員（1名）

1番 木村 輔 宏 君

### ○出席説明員

町	長	成	田	昭	彦	君						
副町	長	奥	山		均	君						
教	育	長	三	浦	史	洋	君					
総	務	課	長	細	川	正	善	君				
企	画	課	長	人	見	完	至	君				
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君			
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君		
産	業	課	長	岩	戸	真	二	君				
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君		
会	計	管	理	者	関	口	央	昌	君			
教	育	次	長	本	間	克	昭	君				
町	立	診	療	所	事	務	長	細	川	武	彦	君
総	務	係	主	査	松	浦	亮	介	君			

財 政 係 主 査            湯   浅            学   君

○出席事務局職員

事 務 局 長            白   岩            豊   君  
議 事 係 長            黒   川            寿   君

開会 午前 9時51分

○議会事務局長（白岩 豊君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員9名が出席されております。1番、木村議員につきましては入院中のため欠席との連絡が入っております。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和5年第1回古平町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番、逢見議員、3番、真貝議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1月20日の1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1月20日の1日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、令和4年度12月分例月出納検査結果、令和4年北後志消防組合議会第1回臨時会議決結果、令和4年北後志衛生施設組合議会第1回臨時会議決結果の3件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第1号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第1号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議決を求める事項につきましては、記の部分を読み上げさせていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町クリーンセンター。

2、指定管理者となる団体、（1）、法人住所、古平郡古平町大字浜町1089番地の3、（2）、法人名、カーサポートOG株式会社、（3）、代表者職氏名、代表取締役、坂下勝章。

3、指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日。

本件の法人の選定についてでございますが、11月11日から12月12日までの間公募を行い、カーサポートOG株式会社1社からの申請がございました。これを受けて、12月15日、選定委員会を開催し、審査を行った結果、要件を満たし、かつ適格であると評価したものでございます。審査の内容につきましては、形式的な書類審査のほか、申請書類に記載されている内容について評点審査を行っております。具体的項目等につきましては、説明資料2ページに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第1号 古平町クリーンセンターの指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時09分

○議長（堀 清君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第2号の審議における寶福勝哉議員の除斥について採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案について、寶福勝哉議員の一身に関する事件に直接利害関係のある事件であると認められたため、地方自治法第117条の規定により寶福勝哉議員を除斥することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立少数です。

よって、寶福勝哉議員を除斥することは否決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（堀 清君） 日程第5、議案第2号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○教育次長（本間克昭君） ただいま上程されました議案第2号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についての提案理由を説明いたします。

本件につきましては、古平町B&G海洋センターの指定管理者として株式会社共立ソリューションズを指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、提案に至った経緯を説明いたします。資料の3ページ、右上に議案第2号説明資料と記載してあります資料を御覧願います。表中に記載のとおり、募集期間を令和4年10月28日から12月9日までとして募集しております。その間株式会社共立ソリューションズ1社から応募がございました。これを受け、令和4年12月15日に副町長を委員長とする4名の委員で選定委員会を開催し、選定基準の具体的な審査項目を定め、資料、次のページ、4ページなのですが、の表のとおり5選定基準、12審査項目、22の着目点で審査し、全てにおいて要件を満たしていると評価いたしました。

それでは、議案の3ページを御覧いただき、記以降を読み上げさせていただきます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町B&G海洋センター。

2、指定管理者となる団体、法人住所、東京都中央区築地2の12の10、法人名、株式会社共立ソリューションズ、代表者職氏名、代表取締役、小山哲郎。

指定の期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日までです。

以上、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 3年前の議案の提案に当たっては、B&Gは教育施設であるということで反対を表明いたしました。民間に任せるべきものでなくて、古平町が責任を持って管理運営をするということでした。共立メンテナンスに指定管理が決まった後に、先ほど寶福議員の除斥の問題で述べましたけれども、施設利用団体の関係者を集めたのが共立メンテナンス名で招集されているの

です。そして、席上共立メンテナンスの古平営業所長と教育委員会の関係者が同席して、今後の利用についてというお話しをされたそうです。それで、今回は全て点検項目について丸印もついているのだけれども、この3年間一体どうだったのかという総括というのか、そういうのがなされていないのです。それと、共立メンテナンスさんに任せて、利用団体からどういう意見が出されたのかということも分からない状況です。それと、債務負担行為でB & Gに関する3年間の債務負担行為が6,750万というふうになっていますけれども、この内訳について一体中身はどのようなのかという点検も提案されている今の時点で分からない状況なのです。どのようなのでしょうか。今までの指定管理者の議案というのは、大体パークゴルフ場だとか、それから温泉だとか、それから家族旅行村だとか、教育施設ではない件について指定管理がされているのですけれども、やはり教育施設という捉え方からすると、同じような扱いで議案で出されてくるというのはちょっと私違和感を感じているのです。今この場で細かく説明というのはちょっと困難でしょうから、3月の定例までにやはりまとめておくべきことでないかというふうに思っています。議案採決に当たっては私何も申しませんが、最初の私の認識というか、教育施設は町で管理すべきものという前提で反対していますので、賛否には加わりませんが、そういう立場を取りたいと思っています。

それと、1つ申し入れますけれども、指定管理者というのは今までいろんな指定管理者の経験、各町村見てきていますけれども、最低賃金すれすれの状態で労働者を働かせて、税金の節約といたしますか、それに走っている傾向が強いのです。それで、この流れを続けるのであれば、やはりその場で働いている労働者の待遇改善というのが一番重要な項目になってきますので、民間に任せただけだからあとは知らないという態度ではなくて、もっときちっとした点検作業、働いている方の待遇改善という点からやはりきちんと町で責任を持って管理していくような縛りをつくってほしいなと思っています。

それと、民間企業に任せるわけですから、利益を追求しています。そういうのを野放しで、手放しで放置するというのではなくて、公共施設ですので、節約という点からも、それから安全面での管理という面からもやはり町が責任を持って施設の更新とか修繕とか関わっていくように、決して民間企業のもうけの対象にさせないように目を光らせるべきでないかというふうに思っています。申入れも含めて述べましたけれども、できれば町長に答弁お願いしたいのですが。

○教育長（三浦史洋君） ただいまのご質疑でございますが、最初のほう3点で3年間の総括と、あと利用団体の声、そして債務負担行為の内訳と。3点目の部分で金額の内訳というのですか、その後ほどの補正予算の債務負担行為補正で出てきます。B & G、3年間で6,750万円、1年当たり2,250万です。現在の予算は、2,210万円今年度ついております。

それと、申入れでございますが、3月定例会のときに一般質問で、文字で出していただければ回答したいと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第2号 古平町B&G海洋センターの指定管理者の指定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長(堀 清君) 日程第6、議案第3号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第3号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第6号)について提案理由の説明をいたします。

議案5ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ469万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,632万6,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。なお、議案6ページ、7ページが歳入、8ページ、9ページが歳出でございます。

続いて、10ページを御覧ください。第2表、債務負担行為補正として、3本の債務負担行為を設定しております。まず、火葬場の業務委託に関する債務負担行為として、期間を令和4年度から令和5年度、限度額を561万円と設定しております。これは、令和5年4月1日からの火葬場の業務委託に関する入札を令和4年度中に行いたいために設定するものでございます。本来であれば令和5年度予算に基づく管理業務であることから、支出の原因となる入札は4年度中には行えないところでございますが、4月1日から即業務を開始する可能性があるため、令和4年度中に入札を行いたい。そのため、会計年度独立の原則の例外として予算を担保するために債務負担行為を設定するものでございます。同じく先ほど議決をいただいたクリーンセンターとB&G海洋センターにつきましても指定管理者と令和4年度中に基本協定書の締結を行いたいために、債務負担行為を設定するものでございます。期間はそれぞれ令和4年度から令和7年度、限度額はクリーンセンターが5,267万8,000円、B Gが6,750万円でございます。

以上、第1表及び第2表までが地方自治法で定められた議会の議決事項であります。

それでは、第1表の具体的な内容を説明いたしますので、別冊の議案第3号説明資料を御覧ください。歳出から説明いたしますので、まずは4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款項の項ごとに説明いたします。まず、4ページ、7款土木費、5項住宅費、既定の予算に469万2,000円を追加し、2,528万2,000円とするものでございます。内訳といたしましては、公営住宅の維持補

修に469万2,000円を増額するものでございます。例年以上に公営住宅の入居、退去が多かったこと、4月以降の入居を見越して4件分の修繕を行うものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので、1枚戻りまして2ページ、3ページをお開きください。19款諸収入、4項雑入、既定の予算に469万2,000円を追加し、5,828万5,000円とするものでございます。この歳入につきましては、財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 公営住宅の修繕4件分と今総務課長から説明ありましたが、古平町に公営住宅、いろいろたくさんありますけれども、この4件分というのは1か所の4件分のことで、それとも公営住宅、浜町、新地にあると思うのですけれども、現在どこのことというのは説明といたしますか、説明することはできますか。

それと、私どもの町内にも公営住宅ありますけれども、そこに関係する修繕というのはあるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 4件分の修繕箇所につきましては、清住団地1戸、それと平家の栄団地が2戸、それと新栄団地1戸の4件でございます。

○6番（高野俊和君） 今修繕する住宅は分かりましたけれども、ちょっと話少しそれますけれども、この場所の中で取り壊す住宅というのはありますか。この清住、栄、新栄の中と、申し訳ないのですけれども、うちの旭住宅の中で取り壊すという計画のところはあるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） この令和4年度の今の補正の増額の費用の中には、取り壊す住宅は入っておりません。ただし、来年度、5年度の予算では数戸の解体を一応予算計上は現段階では考えております。

○6番（高野俊和君） 同じことになって申し訳ないのですけれども、うちの旭住宅は2階建てでもありますし、これから補修、修繕することはないし、人入れることはない、かなり前にそういう話が、説明がありまして、その後過去に1件ぐらい入ったことはあるのです、実際。もう入れないといいながら。旭住宅に限って言うと、もう修繕するという、そういうことは考えはないということよろしいのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 旭団地に関しましては、政策空き家というものを行っております。そういったことから、今後に関しましては、今現在もですが、入居者は募集しておりません。修繕に関しましては、建物の構造に影響あるような、そういう大規模なものに関しましては入居者が入居しておりますので、そういった場合は修繕する場合も場合によってはありますけれども、基本的には退去してもらう住宅ということで、修繕は予定しておりません。

○議長（堀 清君） ほかにないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第3号 令和4年度古平町一般会計補正予算(第6号)を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(堀 清君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第1回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時32分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員